

インフルエンザへの対応について

平成 23 年(2011 年)12 月 9 日
松本大学健康安全センター

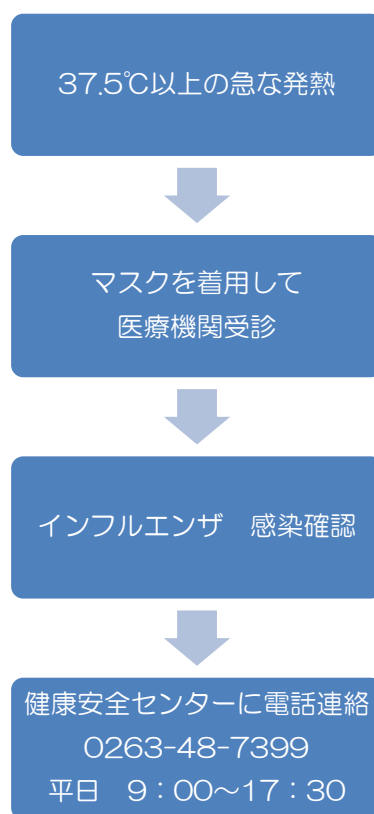
今年もインフルエンザの流行が懸念されており、松本市内でもすでに感染が確認されています。皆さんの健康被害を最小限に抑え、地域社会への影響をできるかぎり小さくするために、以下のことに気を付けてください。

1. 感染予防について

- ① 手洗い
石けんを使用して、流水できちんとすすぐことを心がけてください。
インフルエンザウイルスは人の手を介して感染することもあります。
- ② 咳エチケット
◇咳やくしゃみなどの症状がある人は、マスクを正しく着用してください。
◇咳やくしゃみが出る時は、ティッシュなどで鼻と口をおおいましょう。
その後必ず手洗いをしてください。
- ③ ワクチン接種
重症化を防ぐためにも、できるだけインフルエンザワクチンを接種してください。

※ワクチンを接種したからといって、絶対にインフルエンザにかからないわけではありません。ワクチンの効果が続くのは6か月程度といわれています。昨年に接種を受けた人も改めて接種を検討してください。

2. 感染したかな?と思ったら



感染が確認されたら、登校せずに、できるだけ早く健康安全センターに電話連絡をしてください。

3. 感染が確認されたら

解熱後2日を経過するまでは登校を禁止します。授業だけではなく、外出を自粛してください。

※熱が下がっても、インフルエンザの感染力は残っています。他の人への感染防止のため、熱が下がった日の翌々日までは外出しないようにしてください。

4. 登校禁止期間中の授業などの措置について

解熱後2日を経過し登校可能となったら、学生課の窓口で手続きについての説明を受けてください。

- ① 「インフルエンザによる登校禁止証明書」用紙（学生課の窓口にあります）に必要な事項を記入し、学生課窓口へ提出してください。
- ② 翌日以降に学生課の窓口で、証明印の入った「インフルエンザによる登校禁止証明書」を受け取ってください。
- ③ 登校禁止期間中に行われた授業を担当する教員に「インフルエンザによる登校禁止証明書」を提示してください。

5. 注意事項

- ① インフルエンザと診断されたときに電話連絡がなかった場合、事後報告に基づいて申請することはできません。
必ず、インフルエンザ感染がわかった時点で健康安全センターに電話連絡をしてください。
- ② 定期試験期間中にインフルエンザに感染した場合については、別途追試験の規定に基づいて対応しますので、定期試験前の掲示を確認してください。

以上